

若者相談支援拠点設置運営事業 業務委託 企画提案募集要項

1 事業目的

社会生活に参加するうえで困難を有する若者（概ね40歳未満）やその家族が地域で安心して生活できる体制づくりを推進するため、子ども・若者育成支援推進法第13条の規定に基づく「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う「若者相談支援拠点」を設置運営し、相談支援を実施するとともに、各支援機関との連携体制構築、地域住民への理解促進を目的とした講演会等の開催、困難を有する若者への居場所の提供、家族を対象とした支え合い学び合いの場の提供のほか、各提案者がこれまで蓄積してきたノウハウを活かした地域の実情や課題に応じた取組みを行う。

2 委託業務に関する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 業務名 | 若者相談支援拠点設置運営事業 |
| (2) 業務の内容 | 若者相談支援拠点設置運営事業 業務委託仕様書（企画提案用）のとおり |
| (3) 委託期間 | 令和8年4月1日（予定）から令和11年3月31日まで |
| (4) 提案上限額 | 1件につき年額5,522,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む） |
| (5) 選定する企画数 | 8件以内。
ただし村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域の各地域から1件以上選定するものとする。 |
| (6) 留意事項 | 提案は、1者1件（1拠点）とする。 |

3 応募資格及び失格事由

(1) 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 山形県内に主たる事務所を有し、困難を有する若者等への相談支援に実績のある法人又は団体であること。
- ② 一般競争入札の参加資格を失っていないこと。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項）
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生及び再生の手続きをしていないこと。

（2）失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件を具備していないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書がこの要項で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 企画提案書の記載内容、提出書類及び提出方法について

（1）提出書類及び提出期限について

提出書類の種類	提出部数	提出期限
① 参加申込書（様式1号） ・法人・団体概要書（様式2号） ・団体の概要がわかるリーフレット等（任意） ※ただし添付できる資料は3枚までとする	正本1部 副本6部	2月27日（金） 17時
② 次に掲げる書類の写し ア 法人の場合は定款、登記簿又は寄附行為、組合員名簿、 団体の場合は運営規約及び役割分担を明示した組織図 イ 直近の決算書類、又はそれに類する書類 ウ 最新の事業活動を確認できる資料（直近の総会等資料）	1部	
③ 企画提案書（様式3号） ・事業計画書（様式4号）※各頁1枚に収めること。 ・事業所等状況書（様式5号）	正本1部 副本6部	3月5日（木） 17時
④ 経費見積書（様式6号）		

（2）提出方法及び提出先について

「9 担当部局」まで郵送又は直接持参により、上記の提出期限までに提出すること。郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

提出資料は、全てA4片面印刷とすること。

なお、直接持参の場合、土・日・祝日を除く9時から17時の間での受付とする。

5 審査

- (1) 県は、提案のあった事業企画の内容について、「若者相談支援拠点設置運営事業」企画審査会（以下、「企画審査会」という。）において、次に掲げる審査項目及び審査の視点に基づき審査を行い、優れた事業企画を2の(5)に掲げる件数内で、採用候補企画として選定する。
- (2) 企画審査会は、書面にて開催する。
- (3) 選定後は、全ての応募者に対し選定結果を通知する。
- (4) 企画提案者（以下、「提案者」という。）がいない地域があった場合には、審査結果を参考に、他地域の企画を採用候補企画とすることがある。
- (5) 県内4地域からそれぞれ上位1件を採択し（最大合計4件）、残りを県内全体で上位のものから順に採択する。ただし、同じ地域において平均点数が同数のものがあった場合には、審査委員の合議により決するものとする。
- (6) 提案者がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。

[審査項目と審査の視点]

合計100点満点

審査項目	審査の視点	配点
実施方針 (10)	・社会的背景や課題、展望等と関連させて本事業の趣旨、事業内容を理解しているか。	10点
企画内容 (60)	・(基本事項) 相談窓口は、多様なニーズに柔軟に対応でき、利用しやすい窓口となっているか。	10点
	・(基本事項) 居場所は安心して利用できるもので、充分なスペースが確保されているか。	10点
	・(基本事項) 関係機関との連携が図られる内容か。	10点
	・(基本事項) 講演会は地域住民への理解促進・普及啓発が図られる内容か。地域住民の参加が見込まれる周知方法となっているか。	10点
	・(選択事項) 地域の課題解決、目的達成に合致する内容か。	10点
	・若者相談支援拠点の広報・周知方法に工夫はあるか。	10点
事業効果 (10)	・事業効果を高めるための工夫がなされているか。	10点
実施体制 (20)	・企画内容を実現できる実施体制があるか。	15点
	・経費見積は妥当であるか。	5点

6 質問・問い合わせ

- (1) 受付期間

令和8年2月24日（火）正午までとする。

- (2) 質問・問い合わせ方法

企画提案に関する一切の質問等は、別紙「質問票」により行うこと。

質問票の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「若者相談支援拠点事業への問い合わせ」として、「9 担当部局」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けないものとする。

(3) 質問・問い合わせへの回答

質問書への回答は、提案者（参加申込者）全てに電子メールで送付する。ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみへ回答する。

7 契約手続

- (1) 審査結果に基づき、委託契約者となる候補者（以下「受託候補者」という。）と県との間で協議を行い、業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に県と詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは受託候補者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、審査会において次点の評価を受けた応募者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。但し、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときには契約満了時に全額返還する。

なお、山形県財務規則第135条に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

8 その他

- (1) 事業企画書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された事業企画書等は返却しない。なお、応募書類は本件に係る企画提案の企画審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 募集及び契約手続きについては、本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合等、県の都合により停止することがある。

9 担当部局

山形県しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課

担当 当：青少年若者支援担当

所在地：〒990-8570 山形市松波2-8-1（県庁4階）

T E L：023-630-2694（直通）

F A X：023-632-8238

メールアドレス：ywakamono@pref.yamagata.jp